

第7回 武蔵野市保育のガイドライン検討委員会 会議要録

日時：平成23年10月28日（金） 午後6時30分～8時45分

場所：武蔵野市役所4階 411会議室

1 開会

2 議事

(1) 保育のガイドラインの検討

(委員長)

- ・ 今回は、「おわりに」を多く書き足した。今回で内容をつめていきたい。ご意見を頂戴したい。

(民間保育園職員A)

- ・ 「はじめに」の、保育室の環境に触れてある部分に、調理室の設置 という言葉を足してほしい。

(委員長)

- ・ 現在のところ公立・協会立では全て自園で調理する方向でいる旨確認しているが、今後民間認可保育所に変更を予定している園はないか。

全園なしとのこと

(委員長)

- ・ その他ご意見を頂戴したい。

(民間保育園職員B)

- ・ 「保育の質の担保」という言葉に、取引のようなニュアンスを感じる。何か代わる言葉がないか。

(保護者委員A)

- ・ 民営化議論の時に、保護者から保育の質について「保障」より「担保」を求める声が多かったためかと思う。

(公立保育園職員A)

- ・ 運営主体が変わることにより、保育の質が落ちることを心配される保護者が多かったため、絶対に保育の質を落とさないという気持ちを込めてこの言葉を使用していると思う。

(委員長)

- ・ 調理室の設置 の話に戻るが、今後新規に認可保育所を作りたいという事業者が出てきたとき、その事業者が給食は委託で行うという方針だったら、このガイドラインがしぼりになってしまうのではないか。

(保護者委員A)

- ・ 保護者としては、ぜひ全園自園調理していただきたいところ。

(民間保育園職員A)

- ・ 給食の外部委託には反対なので、ぜひこの言葉は入れてほしいと思っている。乳幼児の食事についてこれだけ書き込むのだから、調理室というそもそもの存在をないがしろにすることはできないのではないか。

(保護者委員A)

- ・ 理想として、市の方針として自園調理すべきということを明示していくと良いのではないか。

(民間保育園職員C)

- ・ 園庭の広さにこだわるよりは、調理室にこだわりたい。

(委員長)

- ・ では、調理室については、委員会としては入れる方向にし、民間園長会で諮り決定したい。

(保護者委員B)

- ・ 全体をとおし「ともに」「共に」「かかわり」「関わり」など、表記について最終的には調整されたい。
- ・ 「はじめに」の部分、保育の質を高める要素とは を 要素として、にしてほしい。

(保護者委員A)

- ・ 「保育所の保育は、家庭の補完」という言葉について、「家庭の補完という養護の側面」と聞くとしっくりこないのだが、先生方が普段どう使用されているか伺いたい。

(公立保育園職員B)

- ・ 保育に欠ける子どもの、家庭でできない部分を養護していく意味。保育の中では使用する用語。

(保護者委員A)

- ・ これまでも何度かお話ししているが、児童福祉法にある「保護者の就労等により保育に欠ける子ども」のために「欠けているものを補う」ということ以上のものを保育園では実施されていると思っているのでお伺いした。先生方が普段使うのであれば、それで構わない。
- ・ 「養護」と「教育」を一体的に取り組むとあるが、これは新しい保育所保育指針に依るものであって児童福祉法にはそのようには書いてない。現在の案だと、児童福祉法に基づき教育しているように見えるので、保育所保育指針によれば...などの言い方がいいと思う。

(委員長)

- ・ 保護者委員Aの意見を採用し、また保育所保育指針に沿い言葉を補うこととする。

(保護者委員A)

- ・ 児童福祉法や保育所保育指針などに依る部分は同じ文言を使用したほうが良いと思っているが、一方、法律の内容にしばられ過ぎず、自分たちの意思表示としてのガイドラインであるよう、注意していきたい。

(委員長)

- ・ 児童憲章、子どもの権利条約についてだが、ガイドラインとは次元の違うものかと考えている。ガイドラインの位置づけ図としては、最上位を児童福祉法にしておく方がわかりやすいと思い、事務局では前述2つを削除する案も出ている。ご意見伺いたい。最終的には、「旧ガイドラインの分散」という図も消したいと思う。

(保護者委員A)

- ・ 「旧ガイドラインの分散」記載について、移管される園の保護者の方に伺いたいが、移管園も旧保育のガイドラインを引き継いでいくということで移管された経過がある。それを踏まえどう考えられたか。

(保護者委員B)

- ・ 「はじめに」の中に、保育を継承していく旨記載されているので、あえて図に入れなくてもよい。

(委員長)

- ・ 旧ガイドラインについて、民間園保護者、またこれからの新入園児が見ても分からないと思われるので、問題ないかと思うがいかがか。

(保護者委員 A)

- ・ 移管園の保護者が了承しているなら良いと思う。

(民間保育園職員 A)

- ・ 児童憲章、子どもの権利条約については、やはり記載した方が良いとは思っている。図が複雑になり分かりにくいなら仕方ないと思うが。

(保護者委員 A)

- ・ 分かりやすく表示すれば良いのではないか。ガイドライン位置づけの上下関係に組み込まれないことが分かるよう、図の横の方に「国が批准しているもの」などとタイトルを付けて記載するのはいかがか。

(民間保育園職員 A)

- ・ 子ども一人ひとりの人権を大切にすること、日々保育の中で触れている。これらが記載されていると、ガイドラインとして1本筋が通ると思う。

(公立保育園職員 B)

- ・ 児童憲章は、憲法の精神に基づくもので、全ての子どもの幸せを守っていくのだということ、また、子どもの権利条約は、子どもが権利としてより良く生きていくのだということを示しているもの。ガイドラインの中に盛り込みたい。

(委員長)

- ・ 子どもの人権を大切にしていることがわかるよう、事務局内で工夫し記載することとする。
- ・ また、次回委員会までには、目次の調整もする予定。内容に合わせ、小見出しを付けることも考えている。最終的には表紙をどうするのか、など考えていかなければならない。
- ・ 「認可保育所の役割」の部分について、今回の修正で、「生活の場」の「生活の」を取っていたが、保護者委員 A の意見を受け元に戻す。

(保護者委員 A)

- ・ 「1 生活と遊び (1) 生活について」の部分で、今、就労環境の変化によって長時間保育が増えるなか、早朝・夕方保育について保育園の先生はかなり工夫されていると思うので、ぜひ記載されたい。

(委員長)

- ・ 各園における延長保育の対応、方針はそれぞれ違うかと思うが、いかがか。

(民間保育園職員 C)

- ・ なるべく日中と変わらないよう、年齢別の保育を継続している。

(委員長)

- ・ 例示として、このようなことをやっている、と記載してはどうか。民間園委員もぜひ提案されたい。

(公立保育園職員 C)

- ・ 具体化しすぎると、園差が出てきてしまうのではないか。

(委員長)

- ・ 公立保育園職員 A と公立保育園職員 C に記載案の作成をお願いしたい。

(公立保育園職員 A)

- ・ たとえば早朝保育の職員は、園での生活のスタートとして体調や様子をしっかりと引き継ぐ、夕方保育では少し気持ちをクールダウンして家庭での生活に引き継ぐ、など、どの保育園にも対応できるような文面を考えたい。

- ・ 保護者委員 A よりコメントをいただいた行事としての遠足について、日々の保育の積み重ねという側面はある。ただ、もし積み重ねを強調したいのであれば、ごっこ遊び や発表会の方がじっくりくるが、全園でやっているかどうかの問題。

(委員長)

- ・ ごっこあそびを行事としてしまうのはいかなものか。

(民間保育園職員 B)

- ・ 自園は乳児園なので実施していないが、 など 、とつけるなら、別に良いのでは。

(委員長)

- ・ 遠足については削除し、「運動会などがあります」として、含みを持たせたほうがよいか。

(保護者委員 B)

- ・ 「(2) 遊びと課題活動」部分の、 少子化により...の分、関わり、かかわり、と重複して記載されているので修正されたい。また、「子どもが主体的に選択していけるよう...」というのはどういう意味合いか。

(公立保育園職員 B)

- ・ いろいろな場面で、子ども自らが遊びを選択していけるように、という意味。

(民間保育園職員 B)

- ・ 「2 保育環境 (2) 人的環境」の部分に記載のある 人と良い関係を結ぶことを喜びと感ずる という言葉が、一般に保護者に理解されるか。

(民間保育園職員 A)

- ・ 文章を補足すればするほど分かりにくくなっているように感じる。
- ・ また「人的環境」の段落で、安全 という一言が欲しい。

(公立保育園職員 A)

- ・ 参考にして再修正したい。

(民間保育園職員 A)

- ・ 「1 食育の推進 (1) 食育の目標と食育計画」部分のうち、「食を営む力」についての詳細説明はいらぬのではないか。また全職員 職員でもいいのではないか。
- ・ 食事の提供は食育計画に基づいて と限定せず、保育園の方針に基づいて など、より大きく捉えられる記載ができないか。
- ・ 料理保育とあるが調理保育ではないか。

(公立保育園職員 D)

- ・ 料理保育でも調理保育でもどちらでも良いかと思う。意味は通じるか。

(委員長)

- ・ 民間保育園職員 A のご意見とおり、全をとる。
- ・ 「食を営む力」、すなわち望ましい... の すなわち は、より柔らかな表現を検討する。
- ・ 園ごとの方針に則り、食育計画に基づき... とつづける。

(民間保育園職員 A)

- ・ 「2 体づくりと健康管理」内の記載のうち、(2) 環境整備の中に、子どもは抵抗力が弱いという特性が書かれているが違和感がある。(1) 健康管理の方には、子どもがこういう特性を持つ前提が記載されていないので、付け加えてはどうか。抵抗力が弱く、さまざまな病気にかかりやすい乳幼児期は、保護者からの... とつなげてはどうか。

(委員長)

- ・ (1)に入る前の最初のリード文に、なぜ健康管理が大切かわかるよう1文入れる。

(保護者委員A)

- ・ 「1 危機管理の重要性」の部分について、各保育園で、事故発生状況の把握等の実践をやっているならば記載して欲しい。このことは、全園で共有してくれていると良いと思っている。そのような意味で各園の情報を取りまとめる市の関わり方も重要になってくるとは思う。

(委員長)

- ・ 事故報告は各園で実施している。市全体としての大きな仕組み、また情報共有を図っている公民合同会議等についても、記載していくと良いかもしれない。

(民間保育園職員A)

- ・ 「2 日常の保育における安全管理」の、子どもの 笑い という表現は、表情の方が良い。
- ・ 危機管理については、公立、民間ともに主任以上級などで、学習、情報交換、交流できる機会を持つべき。

(委員長)

- ・ 「保育の質の向上」部分で、専門性向上のための研修についても記載している。危機管理に限らず全体としてどこかに記載しておきたい。
- ・ 本日欠席の保護者委員Cより、事前に意見をいただいている。

(メールにて保護者委員Cより)

- ・ 「保育園とともに」は、文章が長いので、何か見やすくなるよう配置したい。
- ・ 送迎時等に園の先生と会話すると、連帯感を感じることを入れてはどうか。

(民間保育園職員A)

- ・ 保育相談員、保育アドバイザー、カウンセラーなど用語がさまざまに分かりにくい。どのような資格を持った人が就いていると記載すれば、より明らかになると思う。

(委員長)

- ・ 相談員の部分については、障害児保育についての専門知識を持っている旨を記載する。

(民間保育園職員A)

- ・ 「保育園とともに」の部分で、主題が分かりにくい。家庭の在り方をここで論じることが妥当かどうか。主観的な言葉を使うことは、保護者、職員のさまざまな考え方がある中で、デリケートすぎるか。

(保護者委員A)

- ・ 保護者として主体的に関わるべきだという言葉は入れたい。今回、「保護者委員の視点から」と入れてみたが、「保育園とともに」に記載するより、「おわりに」に記載すると良いかと今は考えている。

(公立保育園職員A)

- ・ 保育園としてこうありたい、というガイドラインであり、これが発行された後には一人歩きしてしまう。現状の「保育園とともに」は、全体を通して見た時に少し異質なものを感じる。保護者委員の視点から、と明記した上で、別項目にした方がよいかと思う。
- ・ 親権 という言葉が、一般的には本章で意図する意味合いと別のことをイメージされる方が多いように思うのだがいかがか。

(保護者委員A)

- ・ そもその話として、「子育ての基本は家庭にある」という記述への異和感から始まった。当然の記述であるものの行政に言われることではない。一方、そう書かなければならない事態が社会で起こっ

ているのも事実。そこで別の表現方法として 親権 を使用し始めたが、単なる親の権利という解釈ではなく、子どもの成長を喜ぶ権利としてみた。だが、公立保育園職員Aの仰るように 親権 という言葉の一般的イメージとは離れている。 親権 という言葉を用いなくても、子どもの権利を家庭の中でも大切にしているというニュアンスを出すと良いのかと思う。

(委員長)

- ・ 「保育園とともに」は省き、ここでは「保護者とともに」「地域社会とともに」を残す。「おわりに」の前に、保護者委員の意見として と明記し「保育園とともに」の内容を記載し、「おわりに」に鈴木氏の意見をもらうのはいかがか。何回委員会を実施したか等の経過は「はじめに」に記載する。

(保護者委員B)

- ・ 保護者委員として と記載するならば、保護者委員としては共通認識を持っていかなければならないということか。

(保護者委員D)

- ・ パラグラフを分けるのは良いが、そうすると保護者、地域社会とともに何をしていきたいのかが不明瞭になったか。項目の名前を修正する必要はあるか。

(委員長)

- ・ 今後のスケジュールだが、パブリックコメントを、保育園職員や保護者に対し実施するかどうか。「保護者とともに」という項目があるなら、実施すると良いと思っていたのだがいかがか。

(民間保育園職員A)

- ・ 実施するならば、責任を持って意見を聞かなければいけないと思うので、それをどれだけガイドラインに反映させていけるのか、自信がない。

(保護者委員B)

- ・ 本委員会で話し合っていること以外の漏れがないか、具体的にどこをどう直したいか、といった意見に絞ればそれほどの数は来ないはず。恐れる必要はないと考える。

(保護者委員A)

- ・ 広く周知しても、あまり意見が出ないこともある。市保連では現行ガイドラインを各役員会で読みこんでもらい意見・感想をもらった経緯もある。今回も、市保連経由で役員会におろし意見を求めることは可能だが如何か。

(委員長)

- ・ 正式なパブリックコメントではなく、中間まとめの各保育園への設置や、ニュースレター等で保護者に周知する方法もある。「おわりに」は今後変化していくと思うが、この後修正案を送る。
- ・ 会議要録は7日までに送る。全体修正案は11日までに送付。ご意見は17日までにいただきたい。更なる修正はまかせていただきたい。修正が終わったら送付するので、各自確認いただき、必要に応じて各園で議論いただきたい。

(保護者委員A)

- ・ 保護者が保育に主体的に関わるべき、という部分だが。例えば点描に始まり、肘・肩の発達とともに左右の殴り書きからグルグルと円となり、その円の始点と終点が意志を持って結ばれる瞬間がある。子どもの成長とは、意欲と体の発達と技術の向上が交わることだと思っている。そして、その3つが交わる瞬間に手を差し伸べるのが保育だと思っている。そして、その瞬間は決して保育園だけでなく家庭でも起こっていると思っている。
- ・ 保育に主体的に...というのは、「保育士のように子育てをするべき」「責任を持って」ということでは

なく、まずは子どもの意欲を受け留めようということ。これは保育園で学んだことである。このことは保護者に伝えていきたい。

次回委員会の予定

12月14日 18時30分から 市役所4階411会議室にて
12月2日までは、各委員に事前資料を送付する。